

信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、太陽光発電システム等の普及に積極的に取り組む事業者を県が広く県民に周知することによりその普及促進を目指す「信州の屋根ソーラー事業者認定制度」の実施に当たり、事業者の認定等に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する太陽光発電モジュール、パワーコンディショナ等の装置の総体をいう。
- (2) 住宅用屋根太陽光発電システム 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電モジュールを設置する太陽光発電システムのうち、定格出力の合計値が10kW未満のものをいう。
- (3) 蓄電システム 充電によって繰り返し使用することができる電池及びこれに附属する装置の総体をいう。
- (4) V2H 充放電システム 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）からの電力の取出し及び電気自動車等への充電により、電気自動車等と建物との間で電力を相互に供給するためのシステムの総体をいう。
- (5) 事業者 太陽光発電システムの販売又は施工を行う者をいう。
- (6) 普及実績 次に掲げるものをいう。
 - ア 長野県内において設置された住宅用屋根太陽光発電システムに係る販売又は施工の実績
 - イ 長野県が実施するクルマとつなぐ屋根ソーラー補助金の交付を受けて設置された蓄電システム又はV2H 充放電システムに係る販売又は施工の実績
 - ウ 太陽光発電の普及活動に関する実績で、長野県が実施する太陽光発電等普及活動支援補助金の補助要件に該当するもの
- (7) 認定事業者 第5条第1項及び第10条第3項に規定する認定の通知を受けた者をいう。

(認定の要件)

第3条 第5条第1項に規定する認定は、次のいずれにも該当する事業者について行うものとする。

- (1) 県内に本店を置く者であること。

- (2) 第2条第6号に掲げる普及実績のうち、いずれか1つ以上を有すること。ただし、普及実績を有しない場合にあつては、普及実績のある認定事業者2者以上から推薦を受けていること。
- (3) 住宅用太陽光発電システムの販売、施工、維持管理等を行う際には、法令等を遵守し、顧客に対する十分な説明を行った上で、適切な対応を行う者であること。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者に該当しない者であること。

（認定の申請）

第4条 信州の屋根ソーラー認定事業者の認定を受けようとする事業者は、認定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。

- (1) 申請事業者概要書（様式1-1）
- (2) 第3条第3号の履行に関する誓約書（様式1-2）
- (3) 県内に本店を置くことが確認できる書類（商業・法人登記簿謄本等）
- (4) 普及実績が確認できる書類
- (5) 認定事業者推薦書（様式1-3）（第3条第2号ただし書に該当する場合）

（認定等）

第5条 県は、前条の規定による申請をした事業者が第3条各号に掲げる要件を満たすときは、信州の屋根ソーラー認定事業者の認定を行い、申請者あてに認定通知書（様式2）によりその旨を通知するとともに、事業者認定証（様式3）（以下「認定証」という。）及び認定ステッカーを交付するものとする。

- 2 県は、前条の規定による申請をした事業者が第3条各号に掲げる要件を満たさないときは、申請者あてに不認定通知書（様式4）によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の認定の有効期間は、認定のあった日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（認定事業者の公表）

第6条 県は、前条第1項の認定を行ったときは、当該事業者を認定事業者名簿に登載するとともに、申請事業者概要書と併せて県ホームページにおいて公表するものとする。ただし、申請事業者概要書中過去の契約実績については、この限りでない。

（活動の内容）

第7条 認定事業者は、県内において屋根太陽光発電システムの普及に努めなければならない。

- 2 認定事業者は、県が主催し又は指定するゼロカーボン施策に関する勉強会等を開催し

た場合は参加しなければならない。

(取組の報告)

第8条 認定事業者は、前年度における前条に定める活動の状況及び普及実績（認定のあった年度にあっては、認定のあった日から当該年度の末日までの普及実績）を毎年6月末までに活動状況報告書（様式13）により、県に報告しなければならない。

(認定の更新)

第9条 次の各号に掲げる要件をすべて満たす認定事業者は、認定の更新を受けることができる。

- (1) 第3条第1号、第3号及び第4号に掲げる要件
 - (2) 更新前の認定期間における普及実績を1件以上有すること
- 2 認定の更新を受けようとする認定事業者は、認定の有効期間が満了する日の30日前までに認定更新申請書（様式5）に更新前の認定期間における普及実績が確認できる書類を添えて県に提出するものとする。
- 3 県は、前項の規定による申請をした事業者が第1項各号に掲げる要件を満たすときは、信州の屋根ソーラー認定事業者の認定の更新を決定し、申請者に認定更新通知書（様式6）によりその旨を通知するとともに、更新した事業者認定証を交付するほか、認定事業者名簿の登載内容を更新するものとする。なお、更新後の認定の有効期間は、更新前の認定期間が満了する日の翌日から3年間とする。
- 4 県は、第2項の規定による申請をした事業者が第1項に掲げる要件を満たさないときは、申請者あてに認定更新不認定通知書（様式7）によりその旨を通知するものとする。

(再認定の申請)

第10条 認定の有効期間が満了した後、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者は、信州の屋根ソーラー認定事業者の再認定を受けることができる。

- (1) 第3条第1号、第3号及び第4号に掲げる要件
 - (2) 直近に受けていた認定に係る有効期間の初日以降における普及実績を1件以上有すること
- 2 前項の再認定を受けようとする事業者は、再認定申請書（様式8）に次に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。
- (1) 申請事業者概要書（様式1-1）
 - (2) 第3条第3号の履行に関する誓約書（様式1-2）
 - (3) 県内に本店を置くことが確認できる書類（商業・法人登記簿謄本等）
 - (4) 直近に受けていた認定に係る有効期間の初日以降における普及実績が確認できる書類

- 3 県は、前項の規定による申請をした事業者が第1項各号に掲げる要件を満たすときは、信州の屋根ソーラー認定事業者の再認定を行い、申請者に認定通知書（様式2）によりその旨を通知するとともに、認定証及び認定ステッカーを交付するものとする。
- 4 県は、第2項の規定による申請をした事業者が第1項に掲げる要件を満たさないときは、申請者あてに不認定通知書（様式4）によりその旨を通知するものとする。
- 5 第3項の再認定の有効期間は、再認定のあった日の属する年度の翌々年度の末日までとする。
- 6 県は、前項の再認定を行ったときは、当該事業者について、認定事業者名簿に登載するとともに、県ホームページにおいて公表するものとする。

（認定事項の変更）

- 第11条 認定事業者は、第5条第1項の認定又は第10条第3項の再認定に係る申請の内容に変更があったときは、認定変更届出書（様式9）を県に提出しなければならない。
- 2 県は、前項の届出を受理したときは、認定事業者名簿の登載内容を変更するものとする。
 - 3 県は、認定事業者が第1項の届出を行わないときは、当該認定事業者に対し、期限を定めて当該届出を行うよう指示することができる。

（認定証等の再交付）

- 第12条 認定事業者は、認定証又は認定ステッカーを紛失したとき、又は汚損したときは、認定証等再交付申請書（様式10）により再交付を県に申請することができる。
- 2 県は、前項の規定による申請があったときは、申請者あてに認定証又はステッカーを再交付するものとする。
 - 3 認定証の再交付を受けた認定事業者が、紛失した認定証を発見したときは、速やかに再交付した認定証を県に返納しなければならない。

（調査）

- 第13条 県は、第3条各号、第9条第2号及び第10条第2号に掲げる要件を満たすかどうかの確認に当たり、申請者に対して必要となる書類の提出を求めることができるものとし、申請者は速やかにこれに応じるものとする。

（報告等）

- 第14条 県は認定事業者に対し、この制度の実施に必要な範囲内において、太陽光発電システムの販売等に関する事業の実施状況等についての報告を求めることができる。
- 2 県は、この制度の適正な実施のため、認定事業者に対し必要な事項の改善を求めることができる。

(認定の辞退・取消し)

第 15 条 認定事業者は、認定を辞退しようとするときは、認定辞退届（様式 11）に認定証を添えて県に届け出なければならない。

2 県は、前項の規定による届出があったとき、又は認定事業者が次のいずれかに該当するときは、当該認定事業者の認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者が、廃業又は破産したとき。

(2) 認定事業者が、第 3 条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は虚偽の申請をしたことが判明したとき。

(3) 認定事業者が、第 4 条第 2 号に掲げる誓約書の内容を遵守していないと県が認め、かつ、県の改善の指示に従わなかったとき。

(4) 認定事業者が、太陽光発電システム等の販売、施工又は維持管理等に関し不正又は著しく不当な行為を行う等、県が認定を取り消すことが相当と認めたとき。

3 県は、第 2 項の規定により認定を取り消すときは、当該認定事業者あてに認定取消通知書（様式 12）によりその旨を通知するものとする。

4 県は、前項の通知をしたときは、当該認定事業者に弁明の機会を与えるものとする。

5 県は、前項の規定による弁明に理由が無いと認めるとき又は通知より 7 日以内に弁明がないときは、認定事業者名簿から当該認定事業者を消除する。

6 認定事業者名簿から消除された認定事業者は、速やかに認定証を返納しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 16 条 この要領に規定する書類の提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(補足)

第 17 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 14 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 2 月 29 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 21 日から施行する。